

TOKACHI FOOD TRUCK VILLAGE 2022 出店応募要項(2022.517 改)

この度は十勝フードトラック協会（以降、当会と略）主催のイベント『TOKACHI FOOD TRUCK VILLAGE2022』（以降、本イベントと略）にご興味、ご関心をいただき、誠にありがとうございます。

十勝で活躍するキッチンカーの出店場所の確保とキッチンカー事業者同士の交流、十勝の中心である帯広市の街なかの賑わい創出を目的に3年前より始まった本イベントの趣旨にご賛同とご理解をいただき、出店規約をよくご確認の上、ご応募ください。

1) 趣旨

本イベントは十勝管内で活躍するキッチンカーが出店できる場所の確保はもちろんのこと、道内で活躍するキッチンカーの十勝エリアでの出店場所の創出、十勝で活躍する企業、アーティスト、作家ともコラボしながら、十勝の中心である帯広市の街なか活性化を目的とし、また食の宝庫、北海道のキッチンカーシーンを盛り上げるための定期開催イベントとなっております。

但し、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止にあたり、行政指導のもと、安全に開催するために、入場者制限や、イートインを設けずテイクアウトのみで開催するなど状況により開催内容や十勝管外からの募集を制限するなど余儀なく変更する場合がございますので予めご了承ください。

2) イベント概要

①会場：帯広市駅北多目的広場（愛称：夢の北広場）帯広市西2条南11丁目

②営業時間：土曜 11:00～19:00（22:00まで延長可能）、日曜 10:00～16:00（18:00完全撤収）

③出店料：

・キッチンカーブース

売上の10%を出店最終日に売上報告書と共にお支払いください。（別紙売上報告書）

※雑貨作家の方もキッチンカー枠として出店が可能です。

・企業ブース

1コマ3m×3mで10,000円/1日を出展最終日にお支払いください。（別紙申込書）

※こちらの用紙はキッチンカー出店者は記入はしなくてよいです。

出店規約

本イベント出店に際し以下の規約を遵守していただきます。また2) 禁止行為が発覚した時点で退場をお願いする場合がございますのでご注意ください。

1) 出店者条件

- ①反社会的勢力および暴力団との関係性が5年以上ないもの。
- ②過去2年以内に行政処分を受けていないもの。
- ③PL保険加入事業者。
- ④地場食材（道内産）をなるべくご使用いただけること。
- ⑤会場内にて起こる事故等は当事者同士にて責任を負うこと。当会にて責任を負うことはできません。（車両同士の衝突や、のぼりや看板などが転倒し、お客様にお怪我をさせるなど、各事業者による加入保険でのご対応をお願いいたします。）

2) 禁止行為

- ①公序良俗に反する行為。
- ②宗教や思想、政治運動等の勧誘活動。
- ③出店権利の他者への譲渡行為。
- ④他出店者の営業妨害にあたる行為。（大音量のBGMや過剰な販促物の陳列により隣接の店舗に干渉するなど。**のぼりは地上用2本までといたします。**）
- ⑤事項3)に求める書類に虚偽が発覚した場合。
- ⑥事務局に報告のない物販や展示物を陳列する行為。（古着、雑貨小物、手造り家具などを勝手に陳列し販売、展示するなど。但しこれらのご報告があれば許可する場合がございます。使用面積によっては別途出店料をお支払いいただく場合もございますが、大掛かりになるものは企業ブースを別途ご用意いたしておりますのでそちらをご利用ください。）
- ⑦試飲、試食もコロナ感染対策並びに食品衛生上のため、ご遠慮ください。

3) 資料添付

以下に求める資料を tokachi.fta@gmail.com まで添付し、応募フォームよりご応募ください。

- ①営業許可証の写し。
 - ②PL保険証書の写し。
 - ③車検証の写し。（牽引タイプの場合は牽引ヘッド車両も含め）
 - ④代表メニューの画像2点。（メニューに価格表示、文字などの加工がない画像）
 - ⑤営業状態にある車両の画像1点。
 - ⑥後項の暴力団排除に関する誓約書の写し。
- ※①～③⑥などもスマートフォンで撮影した写真画像で結構です。但し字がはっきり確認できるものとします。
- ※⑥は本書を必ず当日ご持参ください。

4) その他会場使用についての注意事項

- ①電源については用意がございません。各自発電機をご持参ください。
- ②給排水ございます。給水は飲用に使用できる水となっております。また簡易的な洗い物等が可能になりますが、残渣や油は流すことは出来ませんので各自排水タンク等にて処理いただくようお願いします。
- ③ごみの受け入れはいたしておりません。各自でお持帰りください。またお買い上げ頂いたお客様のごみは各販売店舗にて受け入れお願いいたします。（『ゴミ箱の設置はございません。各自お持帰り頂くか、お買い求め店舗へお願いいたします』という共通のポップを事務局でご用意いたしますのでお帰りの際に返却お願いします。）
- ④土日開催のため、土曜日夜間の車両の留め置きを希望の方は応募フォームのご質問欄に必ずご記入お願いいたします。
- ⑤また④により、どうしても夜間通電が必要な方はそちらも質問欄にご記入ください。
- ⑥入場は当日朝8時より受け入れ可能。それ以前の時間には入場できません。（会場使用料の関係上）
- ⑦前日（金曜日）の受入れも原則会場使用料の関係上行えません。どうしても牽引トレーラーを切り離してヘッド車両による前泊での市内観光や仕入れ業務、宿泊施設等をご利用されたい方は24時間通電可能な駐車場（帯広市西18条北1丁目1-14 当会事務局を置く大栄管機敷地）にて別途1,000円にて承ります。（但し牽引トレーラーのみ。車内での宿泊は禁止。動物等のペットも責任が持てませんので禁止。）
- ⑧22時以降の北広場会場の車両の出入りを禁じます。
- ⑨基本的にテイクアウトイベントですので椅子テーブルのご用意は無く、また各自でそれらを用意することを禁止いたしますが、ラーメン等の汁物で明らかにその場で食べられなければ販売事態が困難な店舗については大幅な面積を占有しない限り設置許可いたしますのでご相談ください。
- ⑩テイクアウトイベントの性質上、台風や荒天以外での雨天は決行となります。
- ⑪消防の立ち入り検査がございますので消火器の準備をお願いします。消火器は『業務用』と表示があるもの。火気の使用が無くても発電機に必要になりますのでご注意ください。発電機も火気類使用も無ければ必要はございません。（ポータブル電源によるIHコンロ使用など）
- ⑫のぼりの本数を各店2本までと制限いたします。

以上

売上報告書

店名：

日付	個数 (およそ)	金額
月 日		
月 日		
合計		
出店料	売上合計の 10%	円

年 月 日

領収書

様

--	--	--	--	--	--	--	--

但し、出店料として

十勝フードトラック協会
帯広市西 18 条北 1 丁目 1-14
090-6444-6957

企業ブース申込書

企業ブースは本申込書を tokachi.fta@gmail.com まで添付ください。
基本概要、禁止事項、会場使用の注意についてはキッチンカー応募要項と同じ。

1 コマ (3m×3m) 電源 1500W×1 口込み 10,000 円税込となります。

2 コマ目から電気はありませんが同額 10,000 円にて追加使用可能です。

企業・団体・法人名	
代表者氏名	
ご住所	
お電話番号	
ご担当者氏名	
緊急連絡先(現場ご担当者様)	
メールアドレス	
使用コマ数(3m×3m)	
電源使用の有無(1企業 1500W ×1 口まで)	
出展内容	

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

十勝フードトラック協会
会長 山中 大輔 殿

所在地 〒

屋号又は名称

代表者氏名

印

私は、十勝フードトラック協会主催の TOKACHI FOOD TRUCK VILLAGE 出店にあたり、協会が準用する北海道暴力団排除条例（別紙参照）を遵守し、以下の通り誓約いたします。

- 暴力団員、又は暴力団関係者に該当しないこと。また過去5年その関係者に該当しないこと。
- 暴力団への資金流用、活動のほう助がないこと。
- 前二項に違反したもの、虚偽と発覚したものは、直ちに退場処分とし、契約の解除、違約金の請求、その他の十勝フードトラック協会が行う一切の措置について異議を述べないこと。

以上

別紙資料

北海道暴力団排除の推進に関する条例（抜粋）

第3章 事業者が講ずべき措置

（暴力団利用行為等の禁止）

第14条 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

2 事業者は、その行う事業に関し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用してはならない。

3 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が依頼した者が不正の方法を用いて得た物品であることを知り、又は知り得べき状態にありながら、これを譲り受けてはならない。

（利益供与の禁止）

第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、財産上の利益の供与をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、財産上の利益の供与をすること。

(3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償を受けることなく財産上の利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる財産上の利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないうちでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（契約時における措置）

第16条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この条において同じ。）が暴力団員でないことを確認するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面で契約を締結するときは、当該契約の書面に次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

(1) 当該契約の相手方が暴力団員でないこと。

(2) 当該契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者が催告をすることなく当該契約を解除することができること。

3 事業者は、前項各号に掲げる事項を定めた契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。